明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（厚生労働五）　一
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同六）　三

〔告　示〕
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（国家公安委一）　三
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同二）
○原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定番号を指定した件（同三）　三
○平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件（中央選挙管理会一）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　二六
特殊法人等
独立行政法人理化学研究所、公認会計士等の登録及び登録抹消、土地家屋調査士名簿登録等、日本弁護士連合会日弁連推薦留学生等に対する支援等に関する規則制定・戸籍謄本等請求用紙の使用及び管理に関する規則中一部改正・懲戒の処分、企業年金基金変更、平成二十二年度マンション管理士試験合格者関係
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　一七八
会社その他
会社決算公告　一七九

省令

○厚生労働省令第五号

労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第四号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月十四日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二酢酸メチルの項の次に次のように加える。

酸化プロピレン	○・一パーセント未満

別表第二の三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフエニルメタンの項の次に次のように加える。

一・四―ジクロロ―二―ブテン	○・一パーセント未満
一・一―ジメチルヒドラジン	○・一パーセント未満

別表第二弗化水素の項の次に次のように加える。

一・三―プロパンスルトン	○・一パーセント未満

別表第七の七の項中「こえる」を「超える」に改め、同表九の項中「平均こう配」を「平均勾配」に、「最急こう配」を「最急勾配」に、「さん橋」を「桟橋」に改め、同表十の項中「型わく支保工」を「型枠支保工」に改め、同表二十の三の項の次に次のように加える。

二十の四　特化則第三十八条の十九の一・三―プロパンスルトン等（以下この項において「一・三―プロパンスルトン等」という。）を製造し、又は取り扱う設備及びその附属設備	一　一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う業務の概要 二　主要構造部分の構造の概要 三　附属設備の構造の概要 四　密閉の方式及び労働者に当該物質を取り扱わせるときは健康障害防止の措置の概要	一　周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 二　一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備を設置する建築物の構造 三　一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備及びその附属設備の配置状況を示す図面 四　一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備及びその附属設備の図面